

(参考)

本ガイドラインの実施事項について整理すると、次表のようになること。

業種		トラック	バス	一般乗用車(ワゴン車含む)	自動二輪原付
交通運輸業	運転業務従事者	-		(ハイヤー・タクシー)	-
	運転者				
陸上貨物運送業	運転業務従事者		-	(戸別配送以外) (戸別配送)	
	運転者				
通信業	運転業務従事者		-	(戸別配送以外) (戸別配送)	
	運転者				
建設業 林業 港湾	運転業務従事者				
	運転者				
製造業	運転業務従事者				
	運転者				
商業その他	運転業務従事者				
	運転者				

凡例

運転者：自動車及び原動機付き自転車（以下「自動車等」という。）の運転を行う労働者

運転業務従事者：自動車（四輪以上に限る。）の運転の業務に主として従事している労働者

：第2から第8までに規定される措置を実施すること。

：第2から第8までに規定される措置（第3の2(1)才の走行計画中の走行経路の記載及び第3の2(2)の走行経路の決定を省略して差し支えない。）を実施すること。

：第2、第3の4、第4から第8までに規定される措置を実施すること。なお、三輪以下の自動車等の運転業務に主として従事している労働者については、第3の1から3についても実施することが望ましいこと。